輸入貿易管理の法体系

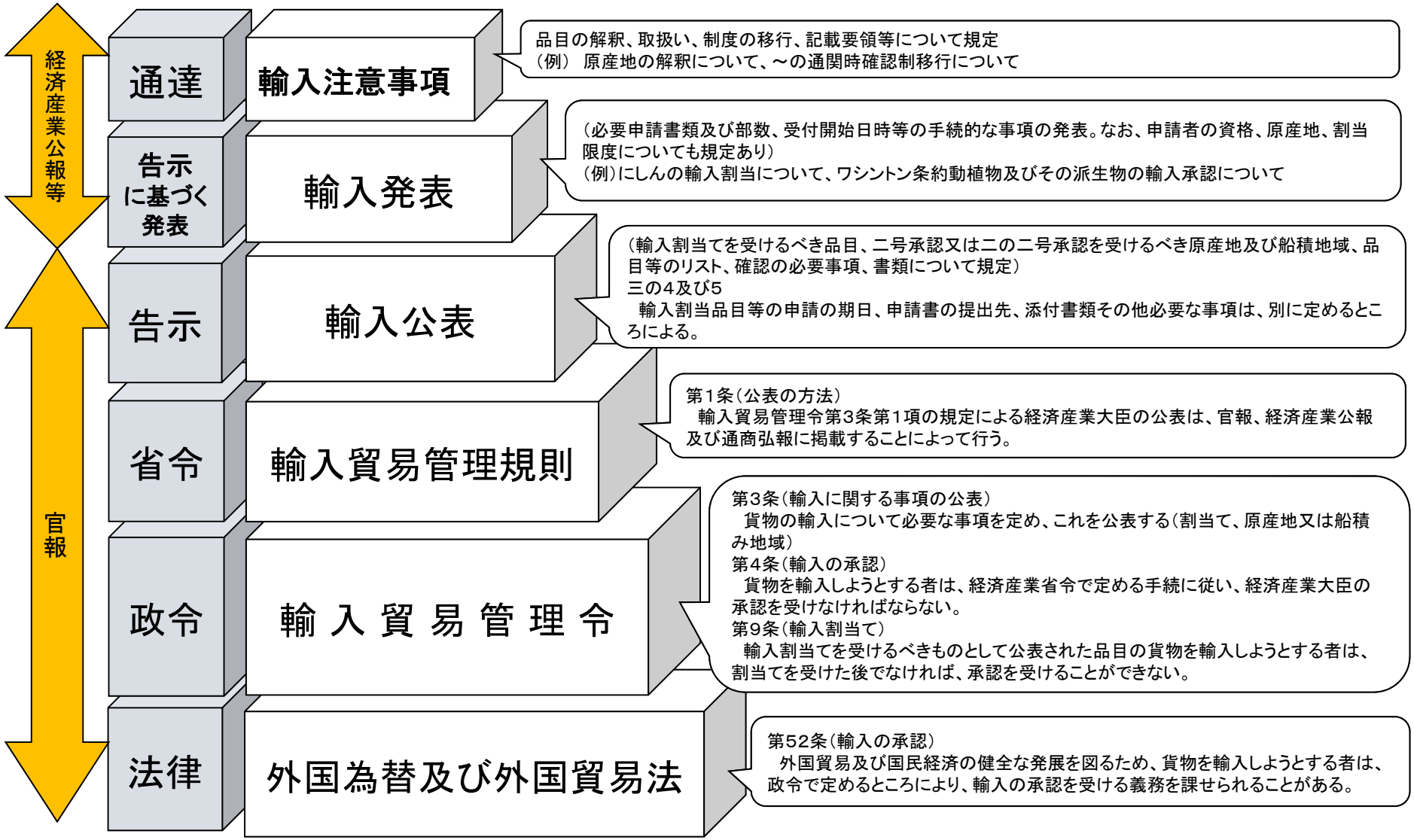
経済産業公報等
官報
通達
輸入注意事項
品目の解釈、取扱い、制度の移行、記載要領等について規定
（例） 原産地の解釈について、～の通関時確認制移行について
告示に基づく発表
輸入発表
（必要申請書類及び部数、受付開始日時等の手続的な事項の発表。なお、申請者の資格、原産地、割当限度についても規定あり）
（例）にしんの輸入割当について、ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入承認について
告示
輸入公表
（輸入割当てを受けるべき品目、二号承認又は二の二号承認を受けるべき原産地及び船積地域、品目等のリスト、確認の必要事項、書類について規定）
三の4及び5
輸入割当品目等の申請の期日、申請書の提出先、添付書類その他必要な事項は、別に定めるところによる。
省令
輸入貿易管理規則
第1条（公表の方法）
輸入貿易管理令第3条第1項の規定による経済産業大臣の公表は、官報、経済産業公報及び通商弘報に掲載することによって行う。
政令
輸 入 貿 易 管 理 令
第3条（輸入に関する事項の公表）
貨物の輸入について必要な事項を定め、これを公表する（割当て、原産地又は船積み地域）
第4条（輸入の承認）
貨物を輸入しようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。
第9条（輸入割当て）
輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目の貨物を輸入しようとする者は、割当てを受けた後でなければ、承認を受けることができない。
法律
外国為替及び外国貿易法
第52条（輸入の承認）
外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。